

検討体制のイメージ

- 第7期計画策定に向けた提言等を行うため、区長の附属機関である介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会が各々の所掌する課題について検討する。
- 依頼を受けた審議機関による検討結果についての回答を踏まえ、介護保険運営協議会で答申を作成する。

